

医療的ケア児等支援 ガイドブック

～お子様の健やかな育ちをサポート～



日置市

はじめに

このリーフレットでは、医療的ケアが必要なお子さまを育てる保護者の皆さんが、安心して日々の生活を送るための情報を提供しています。

ご家族にとって、今、困っていることはないですか？どこに相談していいのかわからず、一人で無理をされていませんか？

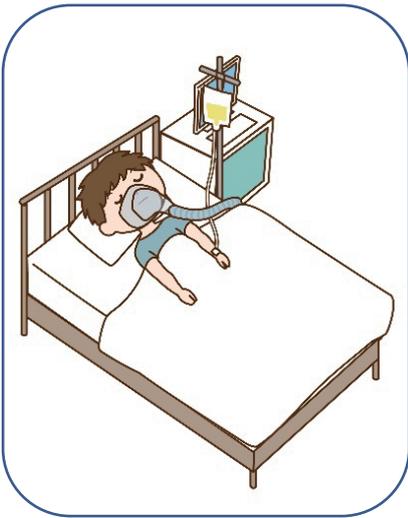
まずは相談してみてください。そこからお子さまとご家族を応援する輪が広がります。

大切なご家族の時間が充実したものとなりますように・・・、様々な支援制度やサービスがありますのでご活用ください。

医療的ケア児とは？

人工呼吸器などの医療機器の使用や、鼻から入れた管や胃ろうで栄養をとる必要があるなど、日常的に様々な医療的ケアが必要な子どもたちの総称です。

医療の進歩により、自宅で生活を送る医療的ケア児が増えています。



人工呼吸器の管理



気管切開



経管栄養
(経鼻・胃ろう・腸ろう)

そのほかにも様々な医療的ケアが必要な子どもたちがいます。

その他の医療的ケア

酸素療法、血糖測定、インスリン注射、導尿、ストーマ管理など

入院から退院までの流れ～小児の在宅療養を支援するための手引「お家にかえるう!!」引用～

	治療期 治療が必要な状態の時期	回復期	退院移行期 ある程度治療が終わり、回復の状態をみながら、退院に向けた準備を進める時期	退院後 退院後自宅に慣れる時期
医療福祉制度の活用	<p>医療費 医療費助成説明・準備 医療費助成準備・申請</p> <p>福祉 その他医療福祉制度説明 その他医療福祉制度準備・申請</p>	<p>手当 該当しそうな手当説明・準備 手当準備・申請</p> <p>手帳 障害者手帳説明・準備 障害者手帳準備・申請</p> 		
関係機関との連携	<p>医療機関 連携する医療機関・薬局の決定・情報提供 担当する医療機関・薬局が情報共有・受け入れ準備</p> <p>在宅サービス機関 連携する在宅サービス機関の決定・情報提供 担当する在宅サービス機関は情報共有・利用について説明契約を結び、具体的に受け入れ準備をスタートする</p> <p>業者 担当する業者の決定・情報提供 担当する業者が具体的に機械の搬入や準備をスタートさせる</p>			
在宅医療環境準備	<p>行政関係機関 時期に関係なく、必要に応じて行政関係機関は随時提供する</p> <p>物品 病棟で使用している物品の紹介・リスト作成 在宅で使用する物品への変更・調整・準備</p> <p>医療環境 自宅の療養環境の情報収集 自宅の環境の直接確認・調整・準備</p> <p>手技 処置・ケアの手技獲得のために指導 医療処置やケアの方法を自宅で継続可能な方法に変更・家族と共に共有・調整・指導</p> <p>家族体制 家族全体の退院に対する受け止めや協力体制の確認 家族全体の退院に対する受け止めや協力体制の確認に基づいた家族支援</p>	  		
退院前後の最終確認	<p>向退 院後 確認 院内カンファレンス 試験外出・外泊の打ち合わせ</p> <p>退院前カンファレンス 退院前カンファレンス</p>			<p>災害対策 災害に備えて、物品の準備や避難方法の確認 災害に備えて、物品の準備や避難方法の確認</p> <p>退院後 退院後の困りごとの確認・サービスの追加変更 退院後の困りごとの確認・サービスの追加変更</p>

◆ 経済的サポート（医療費助成等） ◆

1 養育医療

健康保健課

生まれたときに未熟児と診断されて指定医療機関に入院する場合、医療費の一部を助成します。

対象者 出生体重が 2,000g 以下もしくは、身体の発育が未熟なまま生まれた乳児

2 小児慢性特定疾病医療費助成

伊集院保健所

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

対象者 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度である 18 歳未満の児童（18 歳に達する前から小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合は、20 歳到達までの者を含む）

3 自立支援医療（育成医療）

福祉課

18 歳未満の身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童が、指定自立支援医療機関での治療によって確実にその障害が除去・軽減されると見込まれる場合、医療費の一部を助成します。（18 歳以上は、更生医療にて助成あり）

対象者 上記要件を満たす児童で、保護者が市内に住所を有する人（その他所得要件等あり）

4 子ども医療費給付

こども未来課

子どもの健康と健やかな育成を図るため、子どもの保護者に対し医療費の一部を助成します。

対象者 本市に住所を有する 15 歳（市町村民税非課税世帯は 18 歳）に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子ども

※生活保護法による医療費扶助等、他の医療扶助を受けている者は除く。

5 ひとり親家庭等医療費助成

こども未来課

ひとり親家庭等において、保護者と子に対する医療費の一部を助成します。

対象者 本市に住所を有し、配偶者のない母または父及びこれに準ずる者で、18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童、または 20 歳未満で中度以上の障がい状態を有する児童を扶養している者

6 重度心身障害者等医療費

福祉課

重度の障害がある人が各種健康保険法による医療を受けた場合、その自己負担額を助成します。

対象者 一定の要件をみたす障害者手帳を所持する人(事前の登録要)

7 特定医療費(指定難病)助成制度

伊集院保健所

難病法により、国が指定した疾患(指定難病)について、医療費の一部を助成します。

対象者 指定難病にかかっていると認められ、病状の程度が一程度以上の方、もしくは高額な医療を継続する方

8 医療的ケア児等レスパイト支援事業

福祉課

医療的ケア児等が、訪問看護を受けている場合、訪問看護の医療費部分(90分未満)を超えて利用した場合の保護者実費分を助成します。(一人あたり、年間24時間まで)

対象者 医師の訪問看護指示書により在宅で医療的ケアを受けている医療的ケア児等の家族(所得制限あり)



◆ 経済的サポート（手当・年金） ◆

1 児童手当

こども未来課

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、児童を養育している方に手当を支給します。

対象者

高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童を監護し、生計を同じくする養育者

2 児童扶養手当

こども未来課

父または母がいない児童を養育している方に手当を支給します。

対象者

父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童、または20歳未満で中度以上の障がい状態を有する児童の養育者

3 特別児童扶養手当

福祉課

精神又は身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ります。

対象者

対象となる児童を監護し、生計を同じくする養育者(所得制限あり)

4 障害児福祉手当

福祉課

重度の障害のため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に支給します。(20歳以上は、特別障害者手当にて支給あり)

対象者

一定の要件をみたす障害者手帳を所持する児童または、同程度の障害がある児童
※対象児童とその扶養義務者について所得制限あり。在宅の児童が対象。

5 障害基礎年金

市民生活課

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。(請求手続きができるのは、20歳到達日以降になります)

対象者

20歳に到達する前に初診日がある病気・けがで障害の程度が1級または2級の状態にある方

医療のサポート

1 医療機関

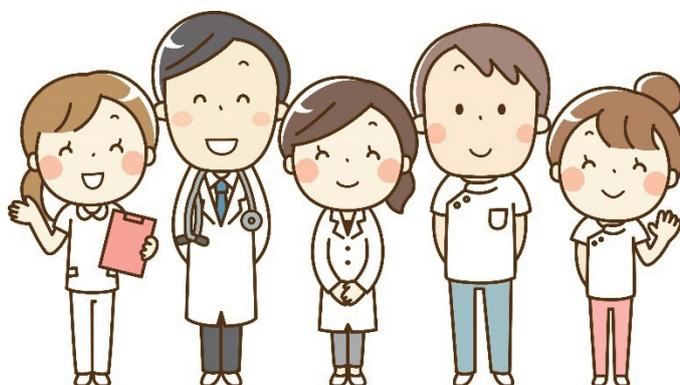
- 外来診療や緊急時の往診、訪問診療（診療所）、リハビリテーション
- 緊急入院
- 訪問薬剤師による薬の配達（医師の指示に基づく調剤）
- 予防接種や乳幼児健康診査
- ご家族が休息するためのレスパイト入院

2 訪問看護ステーション

- 医療処置や医療機器の管理（医師の指示に基づく医療行為）
- 病状の確認、緊急時対応
- 食事、排泄、入浴の介助
- お子さまの病状にあわせたアドバイスや介護するご家族の心のケア

3 訪問リハビリテーション

- 理学療法士や言語聴覚士などの専門職が自宅を訪問し、リハビリを提供
- 運動機能の向上、身体機能の維持・向上
- 食べる・飲み込む機能の向上
- 福祉用具の調整、アドバイス





障害者手帳について

福祉課 

身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害を有する方に交付される手帳です。

税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

対象者

視覚、聴覚、肢体、心臓等に永続する身体上の障害を有する者(障害の認定には指定医師の診断書【様式あり】が必要です。)

療育手帳

知的障害を有する方に交付される手帳です。

税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

* 判定には事前の予約が必要

対象者

知的障害を持つ者(障害の認定には児童相談所で判定を受ける必要があります。)(判定等の実施には数か月を要します。)

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で精神障害のため長期にわたり日常生活へ制約がある方に交付される手帳です。

税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

対象者

精神疾患により長期にわたり日常生活へ制約があり、その精神疾患による初診日から6か月以上経過している者

(障害の認定には診断書【精神障害者保健福祉手帳用】が必要です。)



福祉のサポート(福祉用具等)

1 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 福祉課

小児慢性特定疾病児に対して、便器や入浴補助用具、吸入器等の日常生活用具を給付します。

対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証を持つ児童(種目ごとの要件あり)

2 日常生活用具の給付 福祉課

障害のある人の日常生活をより暮らしやすくするために日常生活用具を給付します。

対象者 重度障害者等(用具ごとの要件あり)

3 補装具費の支給 福祉課

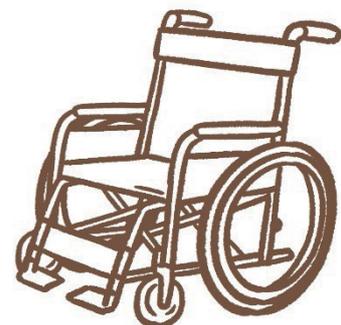
眼鏡・補聴器・車椅子・装具等の補装具の購入・借受け・修理に要する費用の一部を支給します。
17歳までの障害児には児童用の補装具があります。

対象者 身体障害者手帳を所持する人または難病患者等で補装具を必要としている人(品目ごとの要件あり)

4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 福祉課

発語やコミュニケーション能力、教育上必要な能力の確保を図るため、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入・修理に係る費用を助成します。

- 対象者
- ① 保護者が本市に居住している18歳未満の人
 - ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない人(ただし医師が必要と認めた場合は、30デシベル未満の人も対象)
 - ③ 補聴器装用により、言語の習得、教育、社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が認める人



◆ 福祉のサポート（障害福祉サービス） ◆

1 居宅介護

福祉課

居宅において入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。

対象者 障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)の人

2 短期入所

福祉課

居宅においてその介護を行う者の疾病やレスパイト、その他の理由により、障害者支援施設や医療機関において、入浴、排せつ及び食事の介護などその他の必要な支援を短期間行います。

- ・医療型短期入所(泊まり)
- ・医療型特定短期入所(日中のみ)
- ・福祉型短期入所(泊まり)

対象者 医療型:重症心身障害児または厚生労働大臣が定める者(医療行為を必要とする。)
福祉型:障害児の支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上(18歳以上は障害支援区分が区分1以上)

3 児童発達支援

福祉課

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

対象者 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

4 放課後等デイサービス

福祉課

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

対象者 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

※児童発達支援・放課後等デイサービスの情報は、市のホームページに掲載しています。

URL: <https://www.city.hioki.kagoshima.jp/shougai/kurashi/kenko-iryo/fukushi/shogai/jidofukushiho.html>

QRコード:



保育所等への入園について

日置市医療的ケア児保育支援事業利用の流れ

フロー



医療的ケア児等コーディネーター
(福祉課)、保健師(健康保険課)を
通して、こども未来課に入園相談



関係機関からの情報収集、
担当者会議の実施



利用可否決定通知



- ・希望保育所等との協議
- ・希望保育所見学、重要事項
説明書(園作成)の内容確認
- ・医療的ケア実施計画書(園作
成)の内容確認



入園

事業利用の書類手続

- ✓医療的ケア児聞き取り調査票【市】
- ✓個人情報の提供に関する同意書
【市⇒保護者】

- ✓主治医からの意見書徴収
【保護者⇒病院】
- ✓日置市医療的ケア児保育支援事業
利用申請書(保護者実施依頼書む)
【保護者⇒市】

- ✓医療的ケア実施承諾書【保護者⇒市】
- ✓保育認定手続
(利用希望保育所等の選定)
【保護者⇒市】

- ✓重要事項説明書の同意書【保護者⇒市】
- ✓医療的ケア実施計画書に対する承諾書
【保護者⇒市】
- ✓保育所等入園のための認定及び入所手続
【保護者⇒市】
- ✓医療機器等預かり同意書(該当の場合のみ)
【保護者⇒園】



入学までの流れ

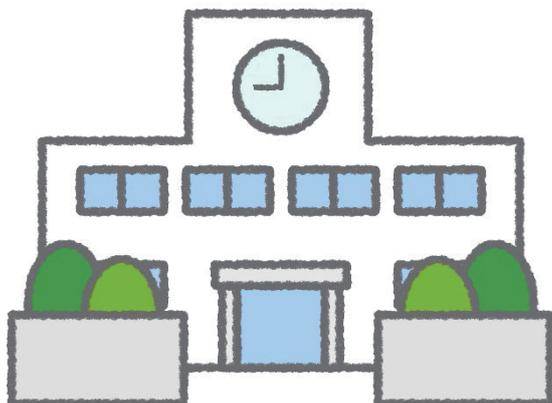
- 1 関係部署への相談
入学の1年以上前など、早くから教育委員会や福祉課へご相談くださると、教育の場の検討も含めてじっくり体制づくりができます。
- 2 個別支援会議の開催
保護者・教育委員会・医療関係者・福祉関係者が、お子さまの状況に応じた具体的な支援体制について話し合います。
- 3 学校環境の整備検討
必要に応じて、看護師の配置や医療的ケアの実施場所の確保などを検討します。
- 4 指示書の提出
保護者には、医師から出された指示書を教育委員会(学校)へ提出していただきます。



保護者の皆さまへ

「うちの子も学校に通えるの?」と不安に思われる方も、まずはご相談ください。
日置市では、医療的ケア児の受入れに向けて、関係機関と連携しながら体制づくりを進めています。

お子さまの成長や学びの機会を大切にして、一緒に考えていきましょう。



災害・緊急時の備え

1 備蓄

非常用電源

人工呼吸器や吸引器など、医療機器に必要な電源を確保する。予備バッテリーやポータブル電源などを準備する。

水

飲料水だけでなく、医療ケアに必要な水も備蓄する。

医療ケア用品

普段使用している薬、ガーゼ、アルコール綿、吸引カテーテルなど、必要な医療ケア用品を多めに備蓄する。

衛生用品

マスク、消毒液、おむつ、清拭タオルなど、衛生用品も忘れずに。

食料

子どもの年齢やアレルギー、医療的ケアの内容に合わせた非常食を準備する。

その他

避難時に必要な衣類、毛布、懐中電灯、ラジオなども準備する。



2 連絡手段・避難場所

家族、医療機関、訪問看護ステーションとの連絡方法

災害時は電話がつながりにくくなる可能性があるため、LINE やメールなど、複数の連絡手段を確保する。

避難場所や避難経路

複数の避難経路を想定し、安全な場所を事前に確認しておく。

災害時緊急対応シート

連絡先や避難経路、医療情報などを記載したシートを作成し、常に携帯する。



3 個別避難計画

医療的ケア児の状況に合わせた個別避難計画を作成し、関係機関と共有する。
(詳細は総務課防災係または福祉課障害福祉係にお問い合わせください。)

※災害時だけでなく、困った時には近隣の方やご友人らに協力をお願いすることがあるかもしれませんので、日頃からコミュニケーションをとっておくことをおすすめします。お子さんの状況などもお話になって、困った時に頼れる関係を築いておくといいでしょ。

▶▶▶ 市役所窓口及び関係団体等の紹介 ◀◀◀

支援内容	問い合わせ先		受付時間
<p>妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談・支援を行います。妊娠・出産・子育ての疑問や質問等について、保健師・助産師・心理発達相談員等が対応いたします。</p>	健康保険課健やか母子係	099-248-9421	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎8:30～17:15
	東市来支所 地域振興課健康福祉係	099-274-2113	
	日吉支所 地域振興課健康福祉係	099-292-2113	
	吹上支所 地域振興課健康福祉係	099-296-2113	
<p>障がいがある人の相談に応じ、問題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。</p>	日置市障がい者等基幹相談支援センター	099-248-7340	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎8:30～17:00
<p>障害サービスの利用申請に関する相談や支給決定を行います。</p>	福祉課障害給付係	099-248-9416	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎8:30～17:15
<p>障害者手帳等、補装具、日常生活用具、自立支援医療等の相談をお受けします。</p>	福祉課障害福祉係		
<p>保育所等の入所などの相談をお受けします。</p>	こども未来課子ども福祉係	099-201-3421	
<p>児童手当、子ども医療、ひとり親支援等の相談をお受けします。</p>	こども未来課子育て支援係		
<p>日置市立学校や市立幼稚園の特別支援教育などの相談をお受けします。</p>	教育委員会学校教育課	099-248-9431	
<p>防災や個別避難計画などの相談をお受けします。</p>	総務課防災係	099-248-9401	
<p>親子関係、不登校、いじめ、ひきこもり、発達支援の相談をお受けします。</p>	日置市子ども支援センター	099-272-2309	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎8:30～17:00
<p>小児慢性特定疾病、指定難病などの相談をお受けします。</p>	伊集院保健所 (健康企画課)	099-273-2332	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎8:30～17:15
<p>専門スタッフが、医療的なケアの必要なお子さんとそのご家族、支援関係者の皆さんからの様々な相談をお受けします。お子さんが成人となった後もご利用いただけます。お受けした相談に応じて、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携して、必要な支援が受けられるように対応していきます。</p>	鹿児島県医療的ケア児等支援センター 鹿児島市桜ヶ丘6丁目12 099-814-7418 099-814-7419 (FAX)	月曜日～土曜日 (※電話対応は月～金曜日) (祝日・8/13～15・年末年始を除く) ☎9:00～17:00	

発行 日置市役所 福祉課

監修 日置市自立支援協議会子ども支援部会

令和8年3月発行